

業務委託（コンサル関係）契約約款 新旧対照表

現行	改正後（案）
第1条～第3条 （略） （契約の保証） 第4条 省略 <u>2</u> 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（<u>第5項</u>において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。 <u>3</u> 省略 <u>4</u> 省略 <u>5</u> 省略 第5条～第34条 （略） （前金払） 第35条 省略 <u>2</u> 発注者は、<u>前項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に前払金を支払わなければならない。 <u>3</u> 省略 <u>4</u> 省略 <u>5</u> 省略 <u>6</u> 発注者は、受注者が<u>第4項</u>の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、同項の返還期限の翌日時点における政府	第1条～第3条 （略） （契約の保証） 第4条 省略 <u>2</u> 受注者は、<u>前項</u>の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。 <u>3</u> <u>第1項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（<u>第6項</u>において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。 <u>4</u> 省略 <u>5</u> 省略 <u>6</u> 省略 第5条～第34条 （略） （前金払） 第35条 省略 <u>2</u> 受注者は、<u>前項</u>の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。 <u>3</u> 発注者は、<u>第1項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に前払金を支払わなければならない。 <u>4</u> 省略 <u>5</u> 省略 <u>6</u> 省略 <u>7</u> 発注者は、受注者が<u>第5項</u>の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、同項の返還期限の翌日時点における政府

現行	改正後（案）
契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 （保証契約の変更） 第36条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。 2 省略 3 省略 第37条～第38条の2 （略） （債務負担行為に係る契約の前金払の特則） 第38条の3 省略 2～4 省略 5 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を読み替えて準用する。 第38条の4～第56条 （略） （契約外の事項） 第57条 省略	契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 （保証契約の変更） 第36条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。 2 省略 3 <u>受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u> 4 省略 第37条～第38条の2 （略） （債務負担行為に係る契約の前金払の特則） 第38条の3 省略 2～4 省略 5 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第4項の規定を読み替えて準用する。 第38条の4～第56条 （略） <u>（情報通信の技術を利用する方法）</u> 第57条 <u>この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、その方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。</u> （契約外の事項） 第58条 省略